

医療費助成制度のお知らせ

申請が必要です

問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

町では、下記の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費(保険適用分)等を助成しています。

助成制度	対象となる方(家庭)
母子家庭等・父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none">夫と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している母子家庭夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの寡婦の方(75歳未満)妻と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している父子家庭
重度障害者(児)医療費助成	<ul style="list-style-type: none">身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方療育手帳の交付を受けた方精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none">出生から中学3年生までの全児童

【医療費受給者証の更新】

母子家庭等・父子家庭、重度障害者(児)の医療費受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。8月診療分以降も助成を受けるためには、申請が必要です。対象者には、申請書を送付いたしますので、更新手続きをしてください。子ども医療費の助成については、更新手続きは不要です。

(提出書類) 医療費受給資格認定申請書、健康保険証、印鑑、通帳、障害者手帳等

※本人および扶養義務者(同一世帯)の方で、平成28年1月1日現在南越前町に住所がなかった方は所得課税証明書が必要です。

(受付期限) 8月5日(金)まで 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

※7月29日(金)、8月5日(金)は午後7時まで受け付けます。

(受付場所) 町民税務課・各総合事務所

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から新しい保険証に切り替わります。

新しい保険証は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月末までに郵送されます。

○保険証は一人に1枚発行されます。

○8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

平成28年8月1日からの保険証(青色)▶

有効期限が、平成29年7月31日となります。

現役並み所得者の方(及びその方と同世帯の被保険者の方)の一部負担金は「3割」となります。

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	1111111111
氏名	廣城 太郎
一部負担金割合	1割
交付年月日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証		有効期限 平成29年 7月31日
被保険者番号	1111111111	1111111111
住所	福井市西開発4丁目202番1	福井市西開発4丁目202番1
氏名	廣城 太郎	廣城 太郎
一部負担金の割合	1割	1割
生年月日	昭和 7年 7月 7日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成28年 8月 1日	平成28年 8月 1日
交付年月日	平成28年 8月 1日	平成28年 8月 1日
保険者番号	3911820119	3911820119
保険者名	福井県後期高齢者医療広域連合	福井県後期高齢者医療広域連合
印	印	印

問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015